

目 次

I	行動計画の位置づけ・期間	—	1
II	行動計画の仕組み	—	3
III	行動計画の推進体制	—	4
IV	行動計画一覧	—	5
V	行動計画個表		
	1 協働の市政の推進		
	2 行政体制の確立		
	3 事務事業の見直し		
	4 公共施設の見直し		
	5 財政システムの確立		

1 行動計画の位置づけ

第2次木津川市行財政改革行動計画（以下「行動計画」という。）は、第2次木津川市行財政改革大綱（平成25年2月策定。以下「行革大綱」という。）に掲げた行財政改革の実施と進捗管理のために策定する計画です。

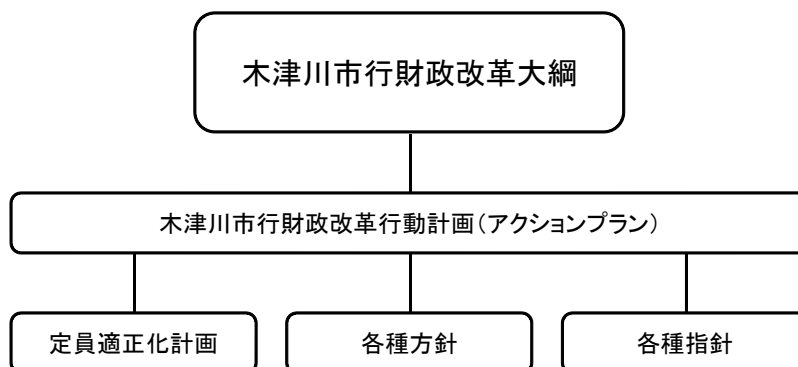
具体的には、行革大綱のIV章『行財政改革の重点改革項目』に示された、行財政改革の（方向性・考え方）（行うべき取り組み）に基づいて、「どの部署が・いつ・何をするのか」を明らかにした「行動計画項目」を設定するものです。

○ 行財政改革の基本理念（行革大綱Ⅱ章）

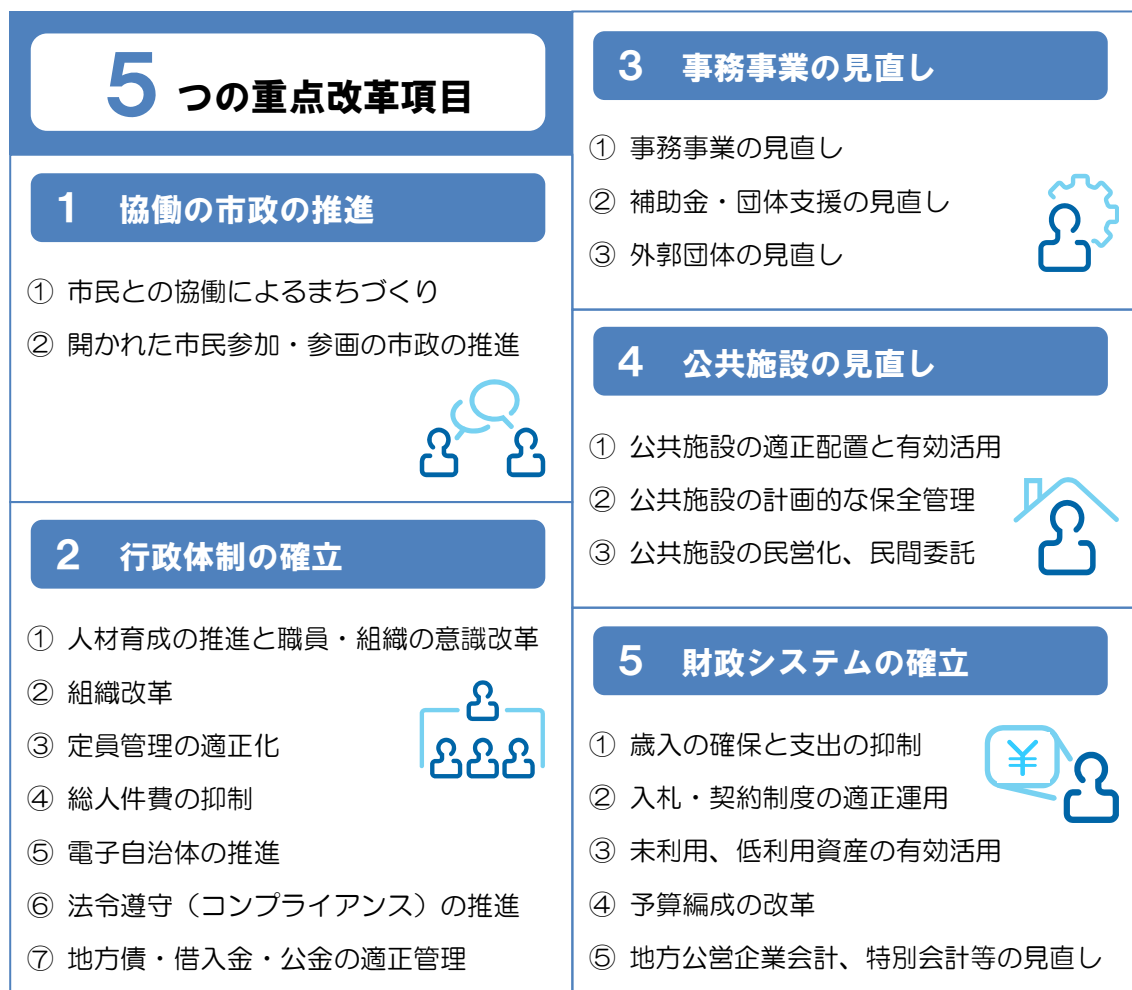
3つの 基 本 理 念

- ・ 市民と共に創る、協働の自治体
- ・ 簡素で市民満足度の高い、持続可能な自治体
- ・ 自ら考え、行動する自治体

○ 行財政改革関連計画体系（行革大綱Ⅲ章）

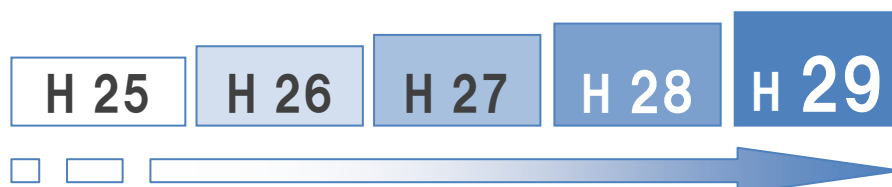


○『行財政改革の重点改革項目』（行革大綱Ⅳ章）



2 行動計画の期間

行動計画の計画期間は、行革大綱に準じて平成25年度から平成29年度までの5年間とします。（基準年度は平成24年度とします。）



行動計画のⅠ章からⅢ章までは、その位置付けや全体構成を示すものです。そして、具体的な一つひとつの行動計画項目（を記載した**行動計画個表**）をⅤ章で、これを総括した一覧をⅣ章で示しています。

Ⅳ章、Ⅴ章については、毎年度更新を行って行動計画の進捗を明らかにすると共に、必要に応じて項目の追加や修正等を行います。

また、Ⅴ章の**行動計画個表**は、行動計画項目の種類に応じて、**【□検討】****【■実施】****【●集約】**の3区分に分けて設定しています。各区分の位置付けは次のとおりです。

□ 検 討

新たな行財政改革の取り組み（継続している取り組みの大きな見直し・拡充を含む。）について調査・研究を行い、必要性・効果が認められた場合は、その実現を図る項目です。

【目標年度】を定めて調査・研究を行って、指針・マニュアル・例規の案や報告書等を作成し、これに基づき、具体的な施策・取り組みを決定します。

（※決定後は、終了するか**【■実施】****【●集約】**又は新たな**【□検討】**項目に移行します。）

（※特別会計についての全般的・継続的な行財政改革の取り組みもこの区分です。）

■ 実 施

継続している行財政改革の施策・取り組みについて、その内容を充実・発展させながら実施する項目です。

各年度における取り組みの「行動」やその「成果」の進捗について、**【数値指標】**で確認しながら、行財政改革を進めていきます。

● 集 約

行財政改革に関係する事項について、市全体の状況を把握し「見える化」するため、毎年度取りまとめ・集約を行う項目です。

集約結果については、その要旨を公開します。

V章の**行動計画個表**については、毎年度その進捗状況を行財政改革推進本部において点検・確認するとともに、**【□検討】****【■実施】**項目については、行財政改革推進委員会による外部評価を含めた評価を行って、その推進を図ります。

この進捗状況と評価結果は、出来るだけわかりやすく・親しみやすい形でとりまとめて、ホームページなどで公表します。

また、社会経済情勢の変化や、取り組みの進捗状況及び評価、事業仕分けの結果等に対応して項目の追加や内容の修正を行うと共に、部局を超えた取り組みが必要な事項については、毎年度、重点項目を定めて庁内の検討会議等を設け、着実な進行を図ります。

なお、行財政改革の推進にあたっては、全ての職員がその必要性を認識することが不可欠であり、庁内の意識向上に向けた各種の取り組みを行います。

○『行財政改革推進本部』と『行財政改革推進委員会』

○木津川市行財政改革推進本部

市長を本部長とする、全庁的な行財政改革の推進の核となる組織
(部長級職員を本部員とする。)

○木津川市行財政改革推進委員会

公募市民・各分野の有識者を委員とする、木津川市の行財政改革推進のための諮問機関

行革大綱の5つの重点改革項目とその小項目毎に、具体的な一つひとつの取り組み（行動計画項目）の要旨を一覧にしたものです。全体の件数は以下のとおりです。

重点改革項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	個表	個表	個表	個表	個表	個表
 1 協働の市政の推進	16					
	① 市民との協働によるまちづくり	9				
	② 開かれた市民参加・参画の市政の推進	7				
 2 行政体制の確立	28					
	① 人材育成の推進と職員・組織の意識改革	10				
	② 組織改革	2				
	③ 定員管理の適正化	2				
	④ 総人件費の抑制	4				
	⑤ 電子自治体の推進	6				
	⑥ 法令遵守(コンプライアンス)の推進	2				
	⑦ 地方債・借入金・公金の適正管理	2				
 3 事務事業の見直し	22					
	① 事務事業の見直し	13				
	② 補助金・団体支援の見直し	3				
	③ 外郭団体の見直し	6				
 4 公共施設の見直し	12					
	① 公共施設の適正配置と有効活用	5				
	② 公共施設の計画的な保全管理	1				
	③ 公共施設の民営化、民間委託	6				
 5 財政システムの確立	36					
	① 歳入の確保と支出の抑制	21				
	② 入札・契約制度の適正運用	2				
	③ 未利用、低利用資産の有効活用	4				
	④ 予算編成の改革	1				
	⑤ 地方公営企業会計、特別会計等の見直し	8				
合 計		114				
区分別	□検討	57				
	■実施	30				
	●集約	27				